

◎新潟県告示第1141号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成26年7月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成26年4月25日	江川 武	二級建築士	第954号	死亡
平成26年5月9日	本間 弘	二級建築士	第5737号	死亡
平成26年5月9日	志田 耕三	二級建築士	第9586号	死亡
平成26年5月23日	浅田 裕之	二級建築士	第15270号	死亡
平成26年4月11日	永野 秀一	二級建築士	第6507号	申請
平成26年4月25日	高橋 利行	二級建築士	第12958号	申請
平成26年6月13日	近藤 仁	二級建築士	第5204号	申請
平成26年6月13日	室岡 耕次	二級建築士	第9879号	申請